

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律の  
施行に伴う関係省令の整備に関する省令の概要

平成26年8月  
高等教育局

## 1. 改正の趣旨

第186通常国会において、学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第88号。以下「改正法」という。）が成立したことに伴い、関係省令について所要の措置を講ずるものである。

## 2. 改正の内容

### (1) 学校教育法施行規則の一部改正

- ・ 学生の入学、退学、転学、留学、休学及び卒業について、教授会の議を経て、学長が定めることとしている現行規定を削除（第144条）
- ・ 学長は、学生に対する退学、停学及び訓告の処分の手続を定めなければならないことを規定（第26条）

### (2) 国立大学法人法施行規則の一部改正

- ・ 学長等の選考を行った際の公表事項について、①学長候補者を学長選考会議が選考した理由、②学長選考会議における学長の選考の過程を規定（第1条の2）
- ・ 学部長等重要な組織の長の任命について、学長の定める方法で行うことを規定（第7条の2）

## 3. 施行期日

改正法の施行の日（平成27年4月1日）より施行する。